

委託業務仕様書

1 事業名

東三河フェムテック産業推進事業

2 事業の目的

東三河地域は、全国有数の農業産出額や製造品出荷額を誇っている一方で、地域間競争が激化する中、地域の強みや特色を活かした新たな価値創造が求められている。

また、人口減少が深刻化している東三河地域においては、特に進学・就職に伴う若年女性の大都市圏への転出超過が課題となっていることから、女性が魅力ややりがいを感じられ、輝くことができる産業分野を創出する必要がある。

そのような中、本事業では、東三河地域における産業振興及び雇用確保を図ることを目的に、現在市場規模が拡大しているフェムテック※商品の開発を促進する「東三河フェムテック産業推進事業」を業務委託により実施する。

※ フェムテック…フェムテックとは、「Female」（女性）と「Technology」（技術）からなる造語であり、生理や更年期などの女性特有の悩みについて、先進的な技術を用いた製品・サービスにより対応するもの。

3 契約期間

契約締結日から令和9年3月24日まで

4 事業の実施内容

(1) フェムテック機運醸成

東三河地域の事業者等がフェムテックへの理解を深めるため、フェムテック産業を取り巻く最新の動向や、必要な知識を学ぶセミナーを開催することにより、東三河地域の事業者等のフェムテック産業進出の機運醸成を図る。また、フェムテックについて情報発信するためのウェブサイトを作成し、セミナー情報や専門家へのインタビュー記事を掲載する。

<セミナー（2回）>

東三河地域の事業者にフェムテックに興味・関心を持ってもらい、その後の商品開発へつなげるためのセミナーを以下のとおり開催すること。内容については、「女性の健康課題解決（月経、妊娠・不妊、産後ケア、更年期、婦人科系疾患等、ヘルスリテラシー等）」に関するものとすること。

ア セミナー

フェムテックの知識、ビジネス動向ならびに東三河地域の女性の活躍推進等について講演すること。

（ア）開催回数 2回

（イ）開催時期 令和8年6月～令和9年2月頃

- (ウ) 開催方法 ハイブリッド方式（会場（東三河地域内）＋オンライン）
- (エ) 対象者 東三河地域の事業者、東三河地域において起業を考えている事業者（スタートアップ含む）、フェムテックに関心のある東三河地域に在住または在勤（学）する者
- (オ) 定員 会場・オンライン合わせて50名以上
- (カ) 登壇者 フェムテック・女性の活躍推進等で知識・実績のある者を3名程度選定すること。
- (キ) ファシリテーター フェムテック・女性の活躍推進等で知識・実績があり、円滑な進行が可能な人物を配置すること。

イ 広報

効果的な広報（ウェブサイト、SNS、広報誌、チラシ等）を通じて集客すること。

＜フェムテックに係る情報発信＞

ア ウェブサイトの作成

事業の核となるウェブサイトを作成し、地域内外に情報発信を行うこと。

(ア) サイトの構成・ページデザイン

① 専門家インタビュー記事

東三河地域の事業者向けの情報として、フェムテックの専門家（医療関係者、フェムテック事業者等）に対してインタビューを2回行い、その記事を作成・発信すること。

② 東三河地域の事業者・住民へ発信する情報

（2）に記載するWG参加事業者・女性アドバイザーの公募、（3）に記載する愛知県内展示会等について周知すること。

③ セミナー情報（前項に記載するセミナー）

④ 相談窓口（（4）に記載するサポートデスク）

(イ) ウェブページ管理運営業務

① 本事業の参加者等を確保するために、隨時、募集告知を行うこと。

② フェムテックに興味・関心などをもつ事業者や起業家を増やすため、各行事の成果などの発信を行うこと。

(ウ) 運用・保守管理業務

① 運営方針

- ・ ウェブサイトが安定稼働するよう、安全性、信頼性、セキュリティ対策の高い運用作業を行い、ユーザー及び管理者の利便性の向上に努めること。また、障害発生時は迅速に復旧し、適切な対策を施すこと。

- ・ 担当者、内容、手法、スケジュール、障害発生時の対応等について、運用・保守管理方針等を策定し、それに基づき運用すること（障害発生時の再発防止策を含む）。

② 情報セキュリティ対策

- ・ 管理画面など必要なページには、本システムで認証したユーザー（愛知県及びシステム設計・管理者）以外の不正ユーザーによる本システムへのアクセスを禁止する対策を施すものとする。

- ・個人情報の入力を要する仕組みについてはSSL通信などによる暗号化対策を実施するとともに、全てのシステム環境において、セキュリティについては万全の対策を施すものとする。(契約書別記2「個人情報取扱事務委託基準」を参照。)
- ・外部からは常に不正アクセスがあることを考慮し、それらの脅威から防御できる対策を施すとともに、未知の脅威や新たな不正アクセスの手法に対しても、適切かつ迅速に防御できる対策を施すものとする。

イ 特集記事の掲載

東三河地域におけるフェムテックの認知度を高めるため、新聞や地元フリーぺーパー等で特集記事を1回以上掲載すること。

(2) 事業者×女性によるフェムテック新商品創出WG（ワーキンググループ）の開催

フェムテックの知識・商品開発についての研修を企画・実施し、最終的には研修を通じてアドバイザーとなる女性を選考する。その後に、当該アドバイザーとフェムテック商品を開発したい事業者が専門家のアドバイスを受けながら商品の共同企画（1年目）を行っていくことで、女性のニーズに沿ったフェムテック商品の新開発（2年目）につなげる。

ア アドバイザー育成研修

(ア) アドバイザーの募集

フェムテック商品の利用が見込まれる女性に周知すること。定員を確実に確保できるように工夫すること（SNSやチラシの活用等）。

(イ) 研修の実施

上記（ア）の女性に対して、フェムテック商品の開発に向けて必要な知識を学ぶ研修を効果的に開催すること。

① 開催回数 計7回

構成 eラーニング、集合研修、アイデアピッチ等

- ・研修（7回）の内容について、研修計画を作成すること。
- ・eラーニングを行う際は必要に応じてコンテンツを作成すること。
- ・集合研修を行う際は、専門家とファシリテーターを配置し、アイデアピッチに向けてアドバイザー候補者がアイデアをまとめて発表できるよう効果的にワークショップを行うこと。
- ・アイデアピッチを行う際は、アドバイザー候補者の発表に対して専門家とファシリテーター等が審査を行い、県と協議して最終的に以下のWGに参加する女性を15名程度選考し、WGのアドバイザーとして採用すること。

② 開催時期 令和8年6月～10月頃

③ 開催場所（集合研修、アイデアピッチ） 豊橋市内会議室

④ 対象者 10代から60代までの女性

⑤ 定員 30名以上

⑥ 専門家 フェムテックの専門家（医療関係者、ビジネス）及び商品開発の専門家等

⑦ ファシリテーター フェムテックの知識があり、ワークショップで円滑な進行が可能な人物

イ フェムテック商品企画WG

(ア) 対象者

- ①事業者 3者以上（フェムテック商品の開発意欲などがある東三河地域の事業者を募集・選定すること）
- ②女性アドバイザー 15名程度（前項（イ）のアイデアピッチで選考された女性をWGのアドバイザーとして採用すること）

(イ) 内容

以下のとおりチーム編成を行い、3商品以上を企画すること。

- ①チーム 3チーム以上（1事業者に対し女性アドバイザー5名程度）
※アドバイザーには所定の経費を支払うこと。
- ②その他 各チームの進捗管理等を行うファシリテーターを配置し、必要に応じてアドバイスが可能な専門家を参加させること。

(ウ) 開催規模

- ①開催回数 3回
- ②開催時期 令和8年10月～令和9年2月頃
- ③開催場所 豊橋市内会議室

ウ フェムテック商品企画WG報告会

(ア) 開催回数 1回

(イ) 内容 前項のWGの取組や、企画された商品等について発表する報告会を開催すること。報告会は公開制とすること。当地域のモデルケースとして発表を行い、他の企業が新産業分野進出に意欲が湧くような内容とすること。

(ウ) 開催時期 令和9年3月頃

(エ) 開催場所 東三河地域内のホール、会議室等

(オ) 参加者 東三河地域の事業者を中心としたフェムテックに関心のある方

(カ) 定員 50名以上

(キ) 登壇者 前項のWGに参加した3チーム（事業者+アドバイザー）、ファシリテーター、専門家等

エ フェムテック商品企画WGで企画中商品のアンケート調査の実施

女性のニーズに沿ったフェムテック商品の企画・開発に繋げるため、フェムテック商品企画WGで企画する商品についてアンケート調査を行う。

(ア) 調査回数 1回

(イ) 調査内容 フェムテック商品企画WGにおいて出てきた企画商品アイデアについて、商品ニーズの調査等

(ウ) 調査対象 商品のペルソナ設定となる年代の女性100名程度

(エ) 調査方法 インターネット調査やSNS等を活用するなど、発信方法を工夫し、統計学的に有効なデータを入手すること。

(オ) 調査期間 前々項（ウ）に記載するWGにおいて、3回目のWGまでにアンケート集計結果及び分析結果を報告できるように計画的に調査すること。

オ その他

ア～ウの項目について、参加者が育児中であり託児を希望する場合は、無料で託児を実施し、保育士の確保や託児スペースの設置等を行うこと。

(3) 東三河産フェムテック商品の販路拡大支援

令和7年度に東三河フェムテック商品開発WGにおいて開発された7事業者のフェムテック商品の販路拡大として愛知県内の展示会への出展もしくは展示会の開催をすること。また、令和7年度に制作した東三河産フェムテック商品を紹介するパンフレットを増刷すること。

ア 愛知県内展示会

(ア) 出展・開催回数 1回

(イ) 内容 令和7年度に東三河フェムテック商品開発WGにおいて開発された7事業者のフェムテック商品の販路拡大につなげること。

(ウ) 出展時期 令和8年6月～令和9年2月のうち1日以上

(エ) 場所 愛知県内の集客が見込める展示会・商業施設等

(オ) ブース

・「東三河フェムテック」として一体的な出展であることがわかるようにするとともに、統一コンセプトのもと、集客を見込める設計・デザイン（装飾含む。）とし、あわせて十分な明るさを確保すること。

・ブース利用計画・図面、レイアウト等の計画に従い、展示物や機材・工作物の設置、電気工事など、出展に必要な業務及びそれに付随する業務を行うこと。

・ブース全体を管理する責任者を定め、準備（搬入）、開催期間、搬出終了まで、県及び出展者と常に連絡が取れるようにすること。

(カ) 広報

展示会については、効果的な広報（ウェブサイト、SNS、新聞、フリーページ等）を通じて東三河地域内外から集客すること。

(キ) その他

愛知県内展示会に向けて、令和7年度に東三河フェムテック商品開発WGに参画した7事業者が出展できるよう連絡調整を行うこと。

イ 商品のPRについて

(ア) パンフレット増刷について

前項の愛知県内展示会の来場者への配布用として、令和7年度に制作したパンフレットを増刷し、必要に応じて県と協議して内容を更新すること。

① パンフレットの規格：A5サイズ、中綴じ（ブック型）、16ページ（表紙含む）

② 増刷部数 県と協議し増刷部数を決定すること。

(イ) 情報発信について

令和7年度に完成した商品について、新聞、ウェブサイト等を通じて効果的に広め、商品の販売促進につなげること。

(4) フェムテック商品開発サポートデスクの開設

東三河地域の事業者のフェムテック商品開発を促進するため、フェムテック商品開発に係る相談を隨時受け付けるサポートデスクを設置する。

ア 対象

東三河地域の事業者、東三河地域での起業を考えている事業者(スタートアップ含む)、他地域の事業者(スタートアップ含む)と共同開発する東三河地域の事業者など

イ 利用料

無料

ウ 内容

相談内容によって適宜対応できる専門家につなげること。

エ 期間

令和8年5月～令和9年3月頃

オ 広報

サポートデスクの利用を促すチラシを作成するなど、効率的な広報を行うこと。

5 スケジュール

(カッコ内の回数は最低回数を記載)

項目	月	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3
契約締結	↔												
(1) フェムテック機運醸成													
フェムテック産業進出・機運醸成セミナー													
ア セミナーの開催（2回）			←								→		
イ 広報		←									→		
フェムテックに係る情報発信													
ア ウェブサイトの作成	←										→		
イ 特集記事の掲載（1回）	←										→		
(2) 事業者×女性によるフェムテック新商品創出WG													
ア アドバイザー育成研修（7回）			←			→							
イ フェムテック商品企画WG（3回）						←					→		
ウ フェムテック商品企画WG報告会（1回）											↔		
エ WG企画中商品のアンケート（1回）							←	→					
(3) 東三河産フェムテック商品の販路拡大													
ア 愛知県内展示会（1回）			←								→		
イ 広報		←									→		
(4) フェムテック商品開発サポートデスク													
フェムテック商品開発サポートデスク		←									→		
成果物作成、納入											↔		

6 成果物

次のものを納品すること。

ただし、別途電子データを納品すること。

(1) 業務実施報告書 2部 (正本1部、副本1部)

なお、以下について詳細に記載すること。

- ・ セミナーの様子
- ・ フェムテックウェブサイトのデータ (アクセス数、ページビュー等の記録含む)
- ・ フェムテック新商品創出WGの様子
- ・ 企画された商品内容、アンケート調査結果、WG報告会の様子
- ・ 愛知県内展示会出展の様子
- ・ サポートデスク相談報告書

(2) 業務実施報告書【概要版】 2部 (正本1部、副本1部)

(3) PRに使用したチラシ等

(4) その他、県が指示したもの

7 納入場所

愛知県東三河総局企画調整部産業労働課

8 事業実施における留意事項

- (1) 本事業の実施にあたっては、受託者は、進捗状況、スケジュール、課題の整理等について県と積極的に意見交換を行い、事業の円滑な遂行に努めるものとする。
- (2) 天変地異などにより、本事業の一部または全部の実施が困難となったとき、その準備行為を含めた本事業に要した経費の実支出額と契約金額のいずれか低い額を県が受託者に支払うべき額とする。
- (3) 本業務の実施に起因する事故・トラブル等については、県に遅滞なく報告するとともに、受託事業者は誠意をもって対応し解決すること。
- (4) その他、本仕様書に定めのない事項は、県と協議のうえ決定するものとする。